

高知県犯罪被害者等の支援に関する指針

別冊資料



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和3年3月
(令和8年10月改訂)

高 知 県

目次

1 県内で受けられる主な給付制度.....	1
2 県内で受けられる主な貸付制度.....	8

1 県内で受けられる主な給付制度

【犯罪被害給付制度】

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病を負ったり、後遺障害が残った犯罪被害者に対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合において国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金は一時金として支給されるもので、次の3種類があります。

- ・遺族給付金
- ・重傷病給付金
- ・障害給付金

【高知県警察本部県民支援相談課被害者支援室】

【高知県犯罪被害者等事業費補助金】

犯罪により生命、身体に重大な被害を受けた犯罪被害者等に対して、その被害からの回復に必要な費用を助成する。

項目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助対象	犯罪被害に遭わなければ支払う必要がなかった費用の一部	犯罪被害によって、徒前の住居に居住が困難になり、新たな住居へ転居するための費用の一部	損害賠償権の時効中断の訴訟（再提訴）に要する費用の一部
具体的費用	葬祭費、交通費、医療費等	引越業者に支払う費用	再提訴の際に裁判所に支払う手数料等
補助上限額	死亡 30 万円 重傷病、性犯罪・性暴力 10 万円	20 万円	32 万円

支給要件

- ・犯罪被害の遭った時（再提訴をした時）に高知県に住所を有していたこと。
- ・前年の所得が、同補助金交付要綱第8条第1号で定める額を超えていないこと。
- ・期限内の申請であること。（補助の種類によって申請期限が違います。）
- ・犯罪被害に遭った事実が確認できること。 等

【高知県文化生活部県民生活課】

【市町村犯罪被害者等見舞金】

殺人や傷害などの犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病、性犯罪に遭われた方の心身の慰労、経済的負担の軽減を目的として見舞金を支給します。

お住まいの市町村によって支給要件等が異なったり見舞金制度を未創設の場合がありますので、詳細は市町村の総合的対応窓口にお問い合わせください。

【公益財団法人犯罪被害救援基金】

●犯罪被害者遺児等に対する奨学金給与事業

人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は身体に重い障害が残った方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を給与しています。

対 象		給 与 額	
		月 額	一 時 金
小 学 生		12,000 円	80,000 円
中 学 生		14,000 円	50,000 円
高 校 生	一 般	21,000 円	50,000 円
	授業料等負担が特に重い場合	27,000 円	50,000 円
大 学 生	国 公 立	35,000 円	200,000 円
	私 立	40,000 円	200,000 円

【公益財団法人犯罪被害救援基金】

【高知県災害遺児修学支援事業】

交通事故又は自死その他の災害により両親又は父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、団体及び個人からの善意の寄付金により修学金及び入学支度金を贈り、勉学の手助けをします。(対象世帯の年収が 910 万円以上の場合は支給の対象となりません)

支給期間・時期	支給額
修学金（高校在学中） （留年した場合は支給できません）	月額 10,000 円
入学支度金	入学時に 50,000 円

【高知県社会福祉協議会】

【ひとり親家庭自立支援事業費補助金】

●自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当を受給しているか、同程度の所得水準にある方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。

給付内容

受講料の 60% 又は 85% 相当額。上限は講座等の種類に応じて 20 万円、160 万円、200 万円、240 万円、300 万円のいずれか。12,000 円以下は対象外。

※雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されます。

●高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか、同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために 6 か月以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

対象資格（県内市町村在住者の場合）

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格

種類	支給期間・時期	支給額	
生活費の補助	就業する期間の全期間（上限 4 年、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合は上限 5 年）	市町村民税非課税世帯	月額 100,000 円
		市町村民税課税世帯	月額 70,500 円
		※修業期間の最後の 12 か月は 4 万円加算	
入学費の補助	就業施設卒業後	市町村民税非課税世帯	月額 50,000 円
		市町村民税課税世帯	月額 25,000 円

【子ども家庭課、各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）】

【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

支給要件

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童を監護している母、又は監護しかつ生計を同じくしている父、若しくは父母に代わって児童を養育している人が児童扶養手当を受けることができます。

- ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
 - ・ 20 歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者
- 受給者及び扶養義務を有する方について所得制限あり。

【市町村役場】

【児童手当】

支給要件

高校生年代まで（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方に支給されます。

【市町村役場】

【特別児童扶養手当】

この制度は、精神、知的又は身体障害等（内部障害も含む）で政令に定める程度以上の障害にある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

手当を受けられる対象者	支給額（令和 8 年 4 月現在）
日本国内に住所があり、精神、知的又は身体障害等にある児童を監護している父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。	特別児童扶養手当等級 1 級 月額 58,450 円
	特別児童扶養手当等級 2 級 月額 38,930 円
※支給の制限 ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき ・ 児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき ・ 所得制限あり	

【高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課】

【障害児福祉手当】

精神（知的を含む）又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に支給される手当です。

手当額	支給額（令和 8 年 4 月現在）
手当月額（1 人につき）	月額 16,560 円（年に 4 回支給）
※支給の制限 ・ 児童福祉施設などに入所している場合 ・ 障害を事由とする年金を受給している場合 ・ 受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合	

【高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課】

【高知県重度心身障害児療育手当】

精神（知的を含む）又は身体に重度の障害のある 18 歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給される高知県独自の手当です。

手当を受けられる対象者	支給額（令和 8 年 4 月現在）
特別児童扶養手当 1 級相当の障害がある人	月額 7,300 円
※支給の制限 ・ 障害児福祉手当の受給資格者（支給が停止されているものを除く） ・ 児童福祉施設等に入所している場合（特別支援学校の寄宿舎などは含まれません） ・ 所得による制限なし	

【高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課】

【特別障害者手当】

精神（知的を含む）又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に支給される手当です。

手当額	支給額（令和 8 年 4 月現在）
手当月額	月額 30,450 円
※支給の制限 ・ 障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合 ・ 病院、診療所に 3 か月を超えて入院している場合 ・ 受給資格者又は配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合	

【各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）】

【日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）】

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の給付を行っています。

【在学する学校又は大学】

【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金】

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、児童扶養手当の支給を受けているか、同程度の所得であるひとり親家庭の親及び児童を対象に、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を開始したときや修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

支給対象時期	支給額
①受講開始時	受講費用の 40% (通信制：上限 100,000 円、4,000 円以下は対象外) (通学等：上限 200,000 円、4,000 円以下は対象外)
②受講修了時	受講費用の 50%から①の支給額を差し引いた額 (通信制：上限①と合わせて 125,000 円、4,000 円以下は対象外) (通学等：上限①と合わせて 250,000 円、4,000 円以下は対象外)
③試験全科目合格時	受講費用の 10% (通信制：上限①、②と合わせて 150,000 円) (通学等：上限①、②と合わせて 300,000 円) (受講修了日から起算して 2 年以内)
※最大、受講費用の 60%（通信制：上限 150,000 円、通学等：300,000 円）	

【子ども家庭課、各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）】

【ひとり親家庭医療費助成】

18 歳までの子がいる所得税非課税世帯の母子家庭の母や父子家庭の父、ご両親がいない子とその養育者の医療費の保険診療分の一部負担金を助成しています。

【市町村役場】

【遺族年金】

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や 18 歳に達する日以後の最初の年度末

までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は 20 歳未満の児童）に年金が支給されます。

なお、平成 26 年 4 月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。

【市町村役場】

2 県内で受けられる主な貸付制度

【生活福祉資金貸付制度】

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。

貸付けの所得要件 所得額（月額平均）一定基準以下の世帯が対象です。

貸付対象世帯	低所得世帯	世帯の所得が少なく、自立のための必要な資金の貸付けを他から受けることが困難である世帯
	高齢者世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯
	障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯
貸付対象とならない場合	暴力団員の属する世帯	
	他法、他制度（日本学生支援機構、母子・父子・寡婦福祉資金、その他公的資金の借入れ等）の利用ができる世帯	
	既に生活福祉資金等を借り入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人	
	破産手続き中又は個人再生手続き中の方など	

●総合支援資金

失業者世帯に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間中の貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付けます。

※原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けることを要件とします。

資金種別	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用	2人以上 月20万円以内 単身 月15万円以内	原則3か月以内 最長12か月まで延長可	6か月以内	10年以内
住居入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		6か月以内 生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内	10年以内
一時生活再建費 生活を再建するために一時的に	60万円以内		6か月以内 生活支援費と併せて貸し付けて	10年以内

必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用			いる場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内	
------------------------	--	--	--------------------------	--

※原則連帯保証人を必要としますが、ない場合でも貸付できます

連帯保証人あり：無利子

連帯保証人なし：年 1.5%

●教育支援資金

低所得世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学若しくは入学に際して必要な経費として貸し付けます。

日本学生支援機構の奨学金、他の教育資金が利用可能な場合はこれらを優先して活用することになります。

※他の公的資金：母子・父子・寡婦福祉資金

資金種別	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率	連帯保証人
教育支援費 授業料、学校納入費用、交通費等就学するのに必要な経費	高校 月 3.5 万円以内 高専 月 6 万円以内 短大 月 6 万円以内 大学 月 6.5 万円以内 ※学費が不足する場合は貸付限度額の 1.5 倍まで貸付けできる。	卒業後 6 か月以内	20 年以内	無 利子	不要（ただし、生計中心者が連帯借受人として必要）
就学支度費 入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴等で学校の指定により入学時に一括して購入するものなど入学に際し必要な経費	50 万円以内	卒業後 6 か月以内	20 年以内	無 利子	不要（ただし生計中心者が連帯借受人として必要）

●福祉資金

福祉費

日常生活を送る、又は自立生活を送るために一時的に必要なと見込まれる経費を貸し付けます。

据置期間	利率	連帯保証人
最終貸付日から 6 か月以内	保証人あり：無利子 保証人なし：年 1.5%	原則必要 (ただし、連帯保証人なしでも貸付けできます)

資金種別	対象世帯			貸付限度額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
技能習得費	○	○		技能習得の期間 1 年程度 220 万円	8 年以内
住宅の増改築	○	○	○	250 万円	7 年以内
福祉用具購入費		○	○	170 万円	8 年以内
障害者用自動車購入費		○		250 万円	8 年以内
負傷・疾病・療養費	○	○	○	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 1 年を超え、1 年 6 か月以内に世帯の自立に必要なときは 230 万円	5 年以内
災害を受けたことによる臨時費	○	○	○	150 万円	7 年以内
冠婚葬祭費	○	○	○	50 万円	3 年以内
住宅の移転費、給排水設置費	○	○	○	50 万円	3 年以内
就職、技能習得の支度費	○	○		50 万円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50 万円	3 年以内

※その他、生活費や介護サービス・障害サービス費、中国人残留邦人等に係る国民年金保険料の追納費等への貸付けも扱っています。

●緊急小口資金

低所得世帯が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸し付けます。

貸付限度額	据置期間	償還期間	利率	連帯保証人
10 万円以内	2 か月以内	12 か月	無利子	不要

〈留意事項〉

慢性的に生活費が不足している場合は貸付けできません。

原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること（生活保護支給までのつなぎ資金を除く）

ア 医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき。

イ 火災等被災によって生活費が必要なとき。

ウ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要とき。

エ 会社からの解雇、休業等の収入源のため生活費が必要なとき。

オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき。

カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。

キ 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき。

ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき。

ケ その他やむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき。

●不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸し付けます。

資 金 種 別	貸 付 限 度	利 率	連 帯 保 証 人
不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯で土地の評価額 1000 万円以上であること	土地評価額の 7 割以内、月 30 万円以内	年 3%又は長期プライムレート のいずれか低い 利率	必要 (推定相続人 から 1 人)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯で居住用不動産評価額が 500 万円以上であること	居住用不動産評価額の 7 割以内	年 3%又は長期プライムレート のいずれか低い 利率	不要

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度】

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度で12種類の資金があります。

資金種別	貸付対象							貸付限度額	据置期間	償還期間
	母子家庭の母	父子家庭の父	寡婦	母子家庭の児童	父子家庭の児童	父母のない児童	寡婦の被扶養者			
事業開始資金※	○	○	○					3,720,000 円	貸付日から 1年間	7年以内
							○	5,580,000 円		
事業継続資金※	○	○	○					1,860,000 円	貸付日から 6か月	7年以内
修学資金				○	○	○	○	月額 27,000 ～183,000 円 ※学校種別・学年等による	修学終了後 6か月	20年以内 ※専修学校（一般課程）5年以内
技能習得資金※	○	○	○					月額 68,000 円	技能習得期間満了後1年間	20年以内
修業資金				○	○	○	○	月額 68,000 円	技能習得期間満了後1年間	20年以内
就職支度資金	○※	○※	○※	○	○	○		1回につき 110,000 円	貸付日から 1年間	6年以内
医療介護資金※	○	○	○	○	○			医療 340,000 円 介護 500,000 円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	5年以内
生活資金※ ①配偶者のない者 となつて7年未満	○	○						月額 118,000 円 (合計 238.2 万円以内)	貸付期間満了後6か月	8年以内
②技能習得中及び 医療介護を受けている 期間の生活費補給資金	○	○	○					月額 118,000 円 (技能 141,000 円)	期間満了後 6か月	5年以内 (技能 20 年以内)
③失業中の生活費 補給資金	○	○	○					月額 118,000 円	期間満了後 6か月	5年以内
④家計が急変し、児童 扶養手当相当まで収入が 減少した方に対する児童 扶養手当支給開始までの 生活を安定させるための 資金	○	○						児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)の範囲内	期間満了後 6か月	10年以内
住宅資金※	○	○	○					1,500,000 円	貸付日から 6か月	6年以内

転宅資金※	○	○	○						260,000 円	貸付日から 6 か月	3 年以内
就学支度資金				○	○	○	○		91,600～ 590,000 円 ※学校種別等による	修学終了後 6 か月	10 年以内 ※専修学校（一般 課程）5 年以内
結婚資金※				○	○		○		340,000 円	貸付日から 6 か月	5 年以内

※印の利率は、連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：1%。それ以外は無利子（就職支度資金は貸付対象による）

【子ども家庭課、各市役所（市在住の方）、各町村役場又は県福祉保健所（町村在住の方）】

●土佐育英協会（公益財団法人）

高知県内に住所を有する者の子弟を対象に奨学金の貸与を行っています。
（無利子）

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指す方を支援する貸付制度です。また、貸付けを受けた方が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還免除を申請できます。

資 金 種 別	貸 付 限 度 等	利 率
入学準備金	500,000 円 （養成機関への入学時）	無利子 ※保証人がいない場合は年1%
就職準備金	200,000 円 （養成機関を修了し、かつ、 取得した資格を活かして就 職したとき）	

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業】

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、入居している住宅の家賃実費（月額上限 70,000 円）を 12 か月間継続して貸し付ける制度です。

貸付申請時に無職の方が就職した場合、または、就業中の方が貸付申請時よりも高い所得が得られる転職等をした場合、その後1年間就業を継続すれば、貸付金の返還免除を申請できます。

資 金 種 別	貸 付 限 度 等	利 率
住宅支援 資金	840,000 円 (上限 70,000 円 × 12 か月)	無利子

【子ども家庭課、高知県社会福祉協議会】

【その他の貸付制度】

●高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。この奨学金は、高知県内の指定医療機関等又は訪問看護ステーションで、奨学金を受けた期間の 1.5 倍の期間、看護師・准看護師として従事することで、奨学金の返済が免除されます。

※ 高知市、南国市、土佐市及び旧伊野町を除く高知県内にある病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設が指定医療機関等です。
訪問看護ステーションは県内全域が対象です。

【高知県健康政策部医療政策課】

●高知県助産師確保対策奨学金

助産師養成施設に在学中で将来、県内で分娩を取り扱っている医療機関で勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。この奨学金は高知県内の医療機関で、一定の期間、助産師として従事することで、奨学金の返済が免除されます。

○貸付金額：県内の養成施設：月額 10 万円、県外の養成施設：月額 15 万円

【高知県健康政策部医療政策課】

●高知県医師養成奨学貸付金

高知県では、将来医師を目指している方に対して奨学金の貸付けを行っています。

この奨学金は、高知県内の指定医療機関等で貸付けを受けた期間の 1.5 倍の期間、医師の業務に従事することで、奨学金の返済が免除されます。

○奨学金貸付金額：月額 150,000 円 80,000 円（特定科目加算）

【高知県健康政策部医療政策課】

●介護福祉士社会福祉士修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方に、学費相当分（上限月額 5 万円）、入学準備金・就職準備金（各 20 万円以内）などの資金の貸付を無利子で行っています。養成施設を卒業後、1 年以内に資格を活かして県内の社会福祉施設等に就職し、原則 5 年間従事した場合は、返還免除を申請できます。

【子ども家庭課、高知県社会福祉協議会】

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生の方で、卒業後、高知県内保育所等で就労する意思のある方に対し修学資金（月額 5 万円以内）、入学準備金・就職準備金（各 20 万円以内）の貸付けを無利子で行っています。養成施設を卒業後、1 年以内に資格を活かして県内に就職し、原則 5 年間従事した場合は、返還免除を申請できます。

【子ども家庭課、高知県社会福祉協議会】

●高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学級の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。ただし、母子・父子・寡婦福祉資金との併用はできません。（無利子）

【県教育委員会高等学校課】

高知県文化生活部県民生活課

高知市丸ノ内 1－2－20

TEL 088－823－9319

FAX 088－823－9879